

茨城県立医療大学看護学科編入学者既修得単位認定に関する申し合わせ

平成15年12月17日 第8回教授会
平成22年 3月17日 第11回教授会

学則第28条に規定する既修得単位の認定については、次のとおり取り扱うものとする。

(申請)

- 1 既修得単位の認定の申請（以下「認定申請」という。）は、申請者が看護学科長の指導により行うものとする。

(申請者)

- 2 認定申請をすることができる者は、編入学試験により、本学に新たに入学を許可された者とする。

(対象科目)

- 3 認定申請をすることができる授業科目は履修規程に定めるすべての科目とする。

(認定の要件)

- 4 既修得単位の認定は、他短期大学及び専修学校等において履修した授業科目の内容が、学務委員会において本学の授業科目と同等以上の内容を有すると認められるものであるときに行うものとする。

(申請手続き)

- 5 申請者は、認定申請をするときは、単位認定申請書（様式第1）に在籍した他短期大学、専修学校等の成績証明書（申請時において卒業見込み又は修了見込みの場合には単位修得見込証明書）及びその学校の授業科目の内容を示す書類を添えて、当該年度の所定の日までに提出しなければならない。

(審査)

- 6 看護学科学務委員は、編入学者単位認定審査会を開催し、その内容を審査し、既修得単位認定審査書（様式第2）により学務委員会に報告するものとする。

学務委員会は編入学者単位認定審査会からの報告を審査し、既修得単位の認定の可否を教授会に報告するものとする。

(仮審査)

- 7 前項において、編入学者が、他短期大学、専修学校等を卒業見込み又は修了見込みの場合には、単位修得見込証明書等により、編入学者単位認定審査会にて、仮審査を行い、卒業又は修了後に、再度審査を行うものとする。仮審査については、前項に準じて学務委員会に報告するものとする。学務委員会は編入学者単位認定審査会からの仮審査の報告を審査し、既修得単位の認定の可否をあらかじめ決定しておくものとする。

ただし、単位修得見込証明書等と成績証明書の履修内容に相違が無い場合には、仮審査をもって、審査とみなすことができるものとする。

(担当教員意見聴取)

- 8 第6項、第7項の審査において、編入学者単位認定審査会は、当該授業担当教員の意見を聞くものとする。

(編入学者単位認定審査会)

- 9 編入学者単位認定審査会は、看護学科長、医科学センター長、人間科学センター長、学務委員会副委員長、看護学科学務委員、その他学務委員長が指名するもので構成するものとし、看護学科学務委員が審査会を主宰し、事務は教務課が行うものとする。

(認定)

- 10 学長は、第6項及び第7項の審査結果に基づき、認定の可否を決定し、単位認定承認書(様式第3号)により申請者あて通知するものとする。

(履修指導)

- 11 学生の入学後の履修指導については、看護学科で行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成22年4月1日以降入学する編入生より適用するものとする。

(様式第1)

単 位 認 定 申 請 書

平成 年 月 日

茨城県立医療大学長 殿

氏名 _____

私は、短期大学、専修学校等において既に履修した単位について、学則28条の規定に基づき、単位の認定を受けたいので、下記の関係書類を添えて申請します。

記

既修得単位認定申請科目一覧表

成績証明書

授業科目の内容を示す書類

*卒業見込みの場合には、単位修得見込証明書

卒業見込者は、卒業後速やかに成績証明書を提出すること

(様式第2)

既修得単位認定審査書

平成 年 月 日

学務委員会委員長 殿

編入学者単位認定審査会代表

第3学年編入学生が本学編入学前に他短期大学等において修得した単位等について、別添のとおり本学において修得したものとして認定することが適当である。

